

<別紙1>

第三者評価結果報告書

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称：藤沢市立小糸保育園	種別：認可保育所
代表者氏名：水谷 ひかり	定員（利用人数）： 120名（利用者:104名）
所在地：〒251-0861 神奈川県藤沢市大庭5103-3	
TEL：0466-87-9121	ホームページ： http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 1982年5月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：藤沢市・藤沢市長	
職員数	常勤職員： 22名 非常勤職員 11名
専門職員	園長 1名 副園長 1名
	主任 1名 保育士 21名
	保育補助員 2名 事務員 1名
	調理員 2名 調理業務員 3名
	用務員 1名 栄養士（市保育課配置） 2名
	保健師（市保育課配置）3名
施設・設備の概要	保育室 7 トイレ 6
	調理室 1 事務室 1
	園庭 あり ホール 1

③理念・基本方針

保育理念	「生きる力の基礎を育む保育」
保育方針	・子ども一人一人の健やかな心身の発達を保障し生き生きと育てる ・保護者と子育ての共有を図り、育ちを支える ・地域に開かれた保育園として子育て家庭の支援に積極的に取り組む
保育目標	・様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る ・基本的な生活習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う ・人との関わりの中で、人への愛情信頼感そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う ・生命、自然、社会現象についての興味や関心を育て、豊かな心情と思考力の芽生えを培う ・言葉への興味や関心を育て、話す、聞く、相手の話を理解しようとする言葉の豊かさを養う ・様々な実体験を通して豊かな感性や表現力を育み、創造力の芽生えを培う ・乳児保育については、受容的、応答的な関りを通して「人への基本的信頼感」を育む

④施設・事業所の特徴的な取組

小系保育園は、園庭が広く、0歳児から5歳児まで子どもたちがのびのびと身体を動かして遊ぶことが出来、追いかけっこやボール遊び、砂場でのままごと遊び等で十分楽しんでいます。また園庭の南側には畑があり、虫探しや探索活動など経験し探求心を養ったり、乳児と幼児の異年齢の関わりを持つ中で相手を思いやる気持ちを育てています。近隣には、緑豊かな大小の公園が多くあり、散歩に出かけては自然と触れあい、命や自然を大切に思う気持ちを育てていきます。木の実や葉っぱを持ち帰り遊びに取り入れながら、興味や関心を深めていきます。公園まで歩く経験を積み重ねることで、体力づくりもしています。

乳児クラスは、担当制保育を取り入れ、一人一人への丁寧な関わりから、愛着関係を築き基本的信頼感を育めるよう保育を行っています。幼児クラスは、生活や遊びの中で活動について子どもたちで考えたり展開する機会を多く持ちながら、子ども一人一人が主体的に生き生きと自己発揮できるようにしています。

また、保護者に保育の様子を知っていただく取り組みとしてドキュメンテーションを取り入れ、季節ごとの子どもたちの遊びの様子や行事に向けた頑張り写真を写真やコメントでお知らせしています。保護者の方と子どもたちの成長を一緒に喜びあいながら信頼関係を築き、安心して預けられる保育園を目指しています。

〈職員の共通理念〉

- ・子どもにとって保育園が「楽しい場所」になるように、子ども一人一人の育ちや背景にある家庭、地域を理解するとともに子どもの人権を守り、最善の利益が得られることを目指し、全職員で協力して保育をすすめる。
- ・心地よい生活環境を整え、子どもたちが安心して健康的に過ごせるよう、保育のプロとしての受容的、応答的な関わりの下、個々に応じた肯定的な言葉かけなどの対応をこころがけていく。
- ・安心して預けられる保育園として、保護者に寄り添い、子育ての喜びを共有しながら、保護者との連携を図る。
- ・育児相談、園庭開放をはじめ、関係機関と連携しながら、地域の子育て支援に取り組み、地域に開かれた保育園を目指す。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和4年5月30日（契約日） ～ 令和5年3月15日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1回（2016年度）

⑥総評

◇特長や今後期待される点

1)子どもの自主性を重んじ、豊かな心を育む工夫

保育室内には年齢に応じた工作コーナーなどを配置し、子どもがその日の気分でやりたいことができるよう工夫しています。広い園庭には菜園が作られ、幼児クラスの子どもたちが季節の野菜を育てています。園の周辺には緑豊かな公園があり、自然とふれあう機会が多くあります。市内の公民館で活動しているサークルの方から、毎年5歳児クラスに鈴虫を届けてもらう交流があり、貴重な飼育体験の機会になっています。散歩中の近隣の方々への挨拶やごみ収集の作業員への感謝など、マナーが自然に身に付くよう配慮しています。

2)安全な食事と食育の工夫

調理員と職員、用務員が協働して食育に取り組んでいます。菜園で育てた野菜や園庭に実った柿など、子どもたちが自ら育て収穫して下準備した食材を食べることにより、達成感を味わうとともに、関心を持って食べることに繋がっています。毎月作成される食育カレンダーにより、幼児クラスは旬の野菜の種取りや皮むきなどを通して、実物の大きさや色を観察し、調理された形との違いを理解します。こうした一連の取組が、苦手だった食べ物でも自分から食べようとする気持ちを生むなど、家庭との連絡などを通して食事の大切さを知る機会となっています。

3)チーム力を発揮し全職員が園運営を行う体制作り

事務・業務分担や委員会・担当・園内係等の役割を明確化し、職員一人ひとりが主体的に園運営に関われるようにしています。職員は自分の役割に応じた業務目標と達成基準、達成方法・手段などを設定し、目標業務一覧表を作成しています。年度始めに職員同士で発表し合い、目標達成に向けて協力、実践しながら、個人の保育の質の向上だけでなく、園のチーム力の向上につなげています。事務室の掲示ボードには「チーム小系、後半も力を合わせてワクワクする保育を進めましょう」のスローガンが掲げられています。

4)プライバシー保護マニュアルの整備

幼児用のトイレにはドアが設置され、着替えやおむつ交換時はカーテンを引いたり衝立を使い、他から見えない位置で行うようにしています。おたより帳の返却の間違いないようにダブルチェックするなど細心の注意を払っています。「保育の手引き」「危機管理マニュアル」に子どものプライバシー保護について記載がありますが、保護者が目にする「小系保育園規則」「保育園のしおり」についても個人情報の取り扱いと共に、プライバシー保護について明記することが期待されます。

5)意見・要望を解決するための複数の窓口の周知

「ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて」には、神奈川県保育会、保育園利用者相談室等複数の連絡先を明記して玄関に掲示し、保護者に周知しています。保護者には入園面接時に「保育園のしおり」を配付し、意見・要望について園の担当者か保育園利用者相談室に連絡するよう明示していますが、連絡先を明記していません。「保育園のしおり」に「ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて」を掲載するなど、保護者が相談や意見を述べたい時に複数の方法や相手を自由に選べることを明記することが期待されます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価受審を、保育の質の向上に繋げるため、できるだけ職員全員がかかわれるように園内研修として取り組みました。

評価の判断基準の各項目に着目していくことで、自分たちが今、実践している保育の一つ一つの目的や目指す姿が明確になり、職員一人一人の気づきや園全体の課題も共有でき、改善に向けて保育の質を高めていくことができました。

また、高く評価いただいた点については、日ごろの保育の自信にもつながりました。これから、まだまだ出来ることをみつけ改善しながら、この結果を今後の保育や園運営に反映し、子どもたちにとって保護者にとってよりよい保育園を目指していきたいと思えます。

⑧第三者評価結果
別紙2のとおり